

計画の骨子案に関する追加参考資料

令和6年(2024年)7月17日
健康福祉部



【1 すべての子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会】

熊本の、更には日本の将来を担う子どもたちが、健やかに育ち、豊かなこころを形成していくことを目指します。

また、すべての子どもを権利の主体として位置づけ、「児童の権利に関する条約」でもうたわれている「子どもの最善の利益」が尊重されるとともに、「子どもの意見表明権」が尊重され、生き生きと輝きに満ちた子どもたちが育つことができる地域社会を目指します。

【2 安心して安全に子どもを生き育てることができる地域社会】

未来に希望が持てる社会であるためには、次代の社会を担う子どもたちを安心して、かつ、安全に生き育て、家庭を築くことに希望が持てる社会であることが必要です。そのために、すべての子どもと子育て家庭を地域や企業を含めた社会全体で協力して支え合うことで、子育て家庭の仕事と生活の調和が図られ、子どもを生き育てたくなる、子育てが楽しいと感じられる、そして子育てしながら親も成長していく、そのような地域社会を目指します。

第2期くまもと子ども・子育てプランの基本的視点

【視点1 子どもの幸せを支援する】

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの人権を尊重し、一人一人の子どもの多様な価値観や個性を認めるなど、子どもの幸せを第一に考え、子どもの生存と発達が保障される良質、適切、公平な支援を行います。

【視点2 すべての子どもや子育て家庭を支援する】

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや家庭を対象に一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障するための支援に取り組みます。

【視点3 親育ちの過程を支援する】

悩みや不安を抱えながら子育てを行っている親自身は、周囲の様々な支援を受けながら実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していきます。その親の育ちの過程を支援していきます。

【視点4 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する】

結婚や妊娠・出産はあくまでも個人の自由な選択や決定に基づくものですが、家族や子どもを持つことを望む人の希望を叶え、将来への不安などを抱えることなく、安心して結婚し子どもを生ま育てることができる社会を実現するため、結婚・妊娠・出産から育児の連続した支援を行います。

【視点5 社会全体で子育て・子育てを応援する】

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子育て・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、相互に連携・協働し、それぞれの立場から実情に応じた取組みを推進し、社会全体で子育て・子育てを応援します。

熊本県子ども輝き条例（抜粋）

（前文）

子どもは地域の宝であり、郷土の自然、文化、歴史を継承し、次代の熊本、国、そして世界を担う私たちすべての未来である。

また、子どもは、命が始まり、生まれ、育つすべての過程において大切にされなければならない存在であり、すべての子どもが健やかに育つことは、私たち県民みなさんの願いである。

少子化の進行、家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、事業者、行政その他県民みなで子どもの育ちを支えていくことが必要である。

これまで、子どもを社会の一員として尊び、よりよい環境の中で育てていくための取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

こうした取組により熊本の子どもの日本が一番生き生きと輝くことは、熊本が輝くことにほかならない。

ここに、すべての子どもがいつも生き生きと輝く熊本の実現を目指して、この条例を制定する。